

倉吉市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条第1項の規定による排水設備指定工事店を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和5年6月5日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

- (1) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第173号
倉吉市排水設備指定工事店第150号

所在地 鳥取県鳥取市橋本105番地1

名称 t i e s 株式会社

代表者 代表取締役 苗村 知樹

- (2) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第174号
倉吉市排水設備指定工事店第151号

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町引地336番地5

名称 合同会社伯耆浄水

代表者 代表社員 前田 浩紀

2 指定した日

令和5年6月5日

3 指定の有効期限

水道事業指定給水装置工事事業者として 令和10年6月4日まで

排水設備指定工事店として 令和11年6月4日まで